ハ　前条第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日
ニ　前条第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る排ガスを採取した位置
(2)　当該測定に係る排ガスを採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
四　令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場　次に掲げる事項
イ　埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ハ　最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ニ　最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
(1)　当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
(2)　当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
(3)　当該水質検査の結果の得られた年月日
(4)　当該水質検査の結果
ホ　最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項
(1)　当該措置を講じた年月日
(2)　当該措置の内容
ヘ　最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ト　最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
チ　最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
リ　最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第四条の五の三　法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　前条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日
二　前条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
三　前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日
四　前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

第四条の六第一号ロ中「、ニ及びホ」を「及びニ」に、「及びチ」を「及びリ」に改め、「、清掃」を削り、同号ハ中「次条第一号ハ」の下に「及びホ」を加え、「及びト(1)」を「、ト(1)及びチ(1)」に改め、「除去」の下に「、清掃」を加え、同号ニ中「及びト(2)」を「、ト(2)及びチ(2)」に改める。

第四条の七各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同条第四号イ中「埋立てた」を「埋め立てた」に改め、同号ニ中「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）」を「維持管理基準省令」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

第四条の八第一号中「第十二条の七の四第一号において同じ。」を削る。

第四条の九第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」の下に「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「設置者」の下に「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条の十第一項中「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」を削る。

第四条の十二中「（第十五条の二の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削る。

第四条の十三第一項中「規定による」を削り、同項第一号中「第九条第五項」の下に「又は第九条の二の三第二項」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定一般廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

第四条の十三第二項中「設置者」の下に「又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人」を加える。

第四条の十四中「埋立処分」を「特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分」に改め、「行う場合」の下に「又は前条第一項第三号に掲げる場合」を、「額（」の下に「当該特定一般廃棄物最終処分場に係る」を加える。

第四条の十五第一項中「維持管理積立金取戻し申請書」を「申請書」に改め、同条第二項中「埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、」を削り、「申請書に」を「申請書には、」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項各号を次のように改める。

一　特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面
二　第四条の十三第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面